

## インターネットと個人の 関係が起す法的問題を 扱う「新領域法学」。 現代社会が生み出す 身近な事例を、 法の知識を踏まえて 判断する。

日常生活の新たな領域の問題と  
関わる法学は「新領域法学」と呼ばれるが、  
宮下先生の研究は、特にインターネットを媒介として発生する  
様々な事例と法の間に生まれる問題を扱う。  
インターネットのSNSに投稿された画像が、関係者に迷惑を  
かけてしまうニュースが続いているが、もちろん問題はそれだけではない。  
ツイッターによる名誉毀損や検索サイトによるプライバシー侵害、  
YouTubeによる著作権侵害、  
さらに有害サイトへのフィルタリングサービスなど、  
山積する法的問題と取り組みながら、  
そこに生まれる「公」と「私」の関係も追究する。  
皆さんにとって最も身近な法の世界がそこにある。

## インターネット上に残る 不都合な情報と関わる 「忘れられる権利」

インターネット上で個人間のコミュニケーションを促し、社会的なネットワークづくりを支援するSNS (Social Networking Service)。皆さんにもなじみのあるこのサービスは、普及の速さに法的解釈が追いつかず、様々な場面で対応が急がれている。宮下先生に、なかでも最もホットな「忘れられる権利」について説明いただいた。

「忘れられる権利」とは、『忘れられる権利』とは、一定の期間を経た後にその情報が消えずに残ってしまっているが、『忘れられる権利』とは、一定の期間を経た後にその情報を削除し拡散を防止する権利です。過去に自宅が競売にかけられ差し押さえを受けた人が、それに関する新聞記事のグーグル検索結果からの削除を訴えた裁判で、EU司法裁判所は『忘れられる権利』を認めグーグルに削除を求めました。ところが、米国のグーグルは直ちに反論したのです。どんなに不都合な情報であっても全て真実で、それを削除してしまうのは知る権利の侵害にあたるという主張でした。

この事例はプライバシー保護を考えるうえで、米国とEU (ヨーロッパ) の考え方の違いを伝えており、社会規範や文化の差異がよく分かります。EUでは、住所で身分が分かるような階級社会の歴史や、ユダヤ人迫害のためのナチスによる個人情報管理を経験してきた観点から、人間の「尊厳」を護るためにプライバシー権の尊重が謳われてきました。これに対し米国は、政府からの「自由」を基軸に、国家権力による私生活への不当な干渉を排除する点に重きを置いています。結局、グーグルはEU域内に限って削除要請への対応

を始めたのですが、殺到する大量の要請をさばき切れていません。また日本でも同様の訴訟が最高裁で係争中であり裁判官の間でも意見が分かれています。  
ゼミではこのように、インターネットやメディアの分野で問題となっている訴訟を取り上げ、表現の自由やプライバシーに関するトピックを中心に扱っている。  
「いま学生はCDを購入せず、YouTubeから楽曲をダウンロードして聴いています。この場合は著作権が問題になり、ツイッターに書き込んだ一言がもとで内定を取り消



宮下 紘 (みやした ひろし)

2007年一橋大学大学院法学研究科博士課程修了・博士(法学)。2007年内閣府事務官、2011年駿河台大学法学部准教授、2012年ハーバード大学ロー・スクール 客員研究員などを経て、2013年4月より中央大学総合政策学部准教授。政府規制「仕分け」参考人、内閣府、総務省、経済産業省、消費者庁など政府の活動とも関わる。著書に「個人情報保護の施策」「アメリカ法判例百選」(共著) などがある。

されたケースでは就活と関わります。『忘れられる権利』についても普段、インターネットで毎日のように見ている画像を取り上げて権利が認められるかどうかを論議するなど、まさに学生生活の中核を占める身近な問題と向き合っています」

## 社会の実態を見つめたうえで 主張する力が求められる

プライバシー権は、実は日本の法律には書かれていないが、「私」を護るために、社会規範や文化が創り出した変化に対応して生まれた権利とされる。日本で初めてプライバシー権が争われたのは三島由紀夫の小説「宴のあと」で、モデルとされる人物がプライバシー権を侵害されたと訴えた裁判だ。『忘れられる権利』はさらに積極的に個人情報削除と拡散の防止を認めたもので、また媒体もインターネットへと変わっており、まさに「新領域法学」に属する。

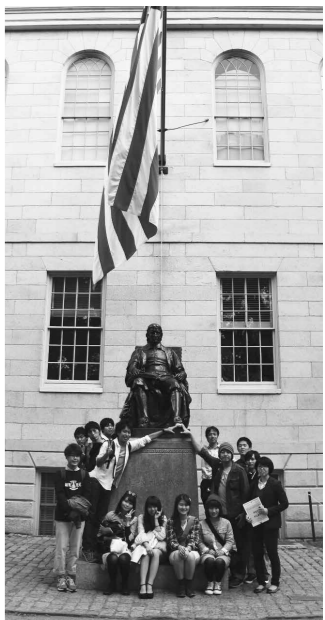
万国普遍の共通の課題として投げか

けられているが、宮下先生は、そうした状況下で社会の実態を見つめる必要を説く。

「多くの法的問題は、単に条文を読んで解決できるものではありません。例えば、1908年に下された、女性の労働時間を制限する法律における裁判が象徴的です。このとき、アメリカの著名な弁護士であり、後に最高裁判官になったルイス・ブランダイスは、女性労働者を救済するために、女性の労働実態に関する100頁以上にわたる統計資料を示し、法律論はごく2頁の上告趣意書を提出したのみでしたが、見事に最高裁で勝訴しました。後に、ブランダイスはプライバシー権もアメリカで初めて裁判官として認めていきました。

従来の法律論は、社会の実態を軽視し条文から発した「こうあるべき」という姿勢に終始していましたが、現実の事実 (fact) を重視し社会の動向をしっかり把握したうえで主張した方が、抽象的な理論より遥かに説得力を発揮するのです。





ゼミ合宿では、ハーバード大学ロースクールで学生たちの積極的な学習姿勢に刺激を受ける。宮下先生が目指す授業のスタイルもここにある。

もともと憲法学は、国のかたちを問う伝統的な法学分野です。しかし、インターネットをはじめ国境を越える大量の情報流通によって、各国の既存の法制度の枠組みが揺らぎを見せはじめています。そこで、伝統的な憲法学の分野の応用の一分野として、憲法上の表現の自由やプライバシーの議論を、具体的な状況に即した立法や政策に広げる研究が続けられているのです」

## フル回転させ90分間考える ハーバード流の講義スタイル

社会の実態を見つめる目が求められるなかで、授業はどのように進められるのだろうか。

「情報法に関連する話題について自

ですが、最高裁には一件も判例がなく、個人情報保護法27条には「削除の求め」とあるだけで権利としては認められていません。したがって実際に個人情報の削除を認めるべきかどうかの実務で判断に困る事態を経験しました。実務でも運用可能な理論を提示することの重要性に気付かされました」

プライバシー権に関する国際会議への出席も多い先生は、次のように日本の事情を語る。

「インターネットに関する権利で、特にプライバシー権は立法で日本が

ら問題を発見し、そこにどんな社会的背景があつて、そのときの当事者の人間の心理や行動のパターンを分析し、類似の事件にはどういう内容が見られ、どう考えれば社会に受け入れられるかを考えたうえで、法律の条文や判例は後付けで考える。学生の皆さんにも、そのように自らの力で解決する力を培ってほしいと思います。したがって法律を学ぶ者は、一般教養を身につけたうえで人間の心理や行動パターン、さらに社会の動向にも敏感でなければなりません。問題を発見する洞察力、問題を解決する柔軟な思考力、そして自らの立場とは異なる見解にも耳を傾ける謙虚な姿勢も重要になります」

宮下先生は、このような目的をもつて米国式の講義スタイルをもとに工夫を行っていると言う。その源にはハーバード大学の憲法の講義を聴講した経験がある。

「教師は学生に答えを示すのでは

30年近く遅れています。プライバシー侵害に関する市民の声を受け付ける窓口機関がないのはその象徴です。グーグルのストリートビューでベランダの下着を映された女性が削除を求めた訴訟が最高裁で係争中ですが、窓口機関があれば恐らくすぐに削除が検討されるでしょう。この背景には、プライバシーがエチケットのように独自の社会規範になつてしまひ、法的権利が侵害されているという意識も薄い日本社会の実態があります。ただ、今後は様々なインターネット情報が悪用される可能性も考える必要があります」

インターネット上の問題では「個人の権利にはかり注目が集まるが、その一方で「公」にも関心を寄せる。「憲法における『私』の保障を考え抜くことを通して、同時に憲法における『公』とは何か、という大きなテーマもまた追究しています」

現在、検索履歴から「おすすぬ情報を送るなどの誘導を通し個人の趣味嗜好を先鋭化させ、生き方を過激化させる傾向が見られます。それ

なく、常に学生に質問をぶつけて頭をフル回転させ90分間考え続けさせる。それがハーバードの講義です。例えば、プライバシー権で小説とインターネットの違いはあるか、同じなら同様に解決できるし、違うならどこが違うのか。EU司法裁判所は、新聞記事自体の削除は求めず、グーグル検索結果からの削除だけを求めているが、その理由付けは何か。このように質問を発見するのを意識し、解決は学生に任せるスタイルです。大教室の授業では、優秀なコメントが書かれたリアクションペーパーを配り、互いに刺激し合う雰囲気づくりも心がけています」

ゼミ合宿では、6泊7日でポストとニューヨークを訪れた。米国内でのインターネット上の法律問題について、実際にハーバード大学の教員や研究員、学生から直接、話を聞いた。ハーバード大学ロースクールでは、NHKでも講義が放送されたジョナサン・ジットレイン教授から直接意見を聞けたそうだ。「忘れられる権利」は、表現の自由や萎縮効

によって反対意見を受け付けず、共存できない個人を生み出す可能性があります。憲法学は国家つまり『公』をいかに作っていくかがテーマなのですが、インターネットによって『私』を守るうとするほど『公』が崩れる状況が発生しているのです。このような環境下で『私』と『公』のバランスをいかにとるかを大きなテーマとして追究しています」

インターネットという皆さんにとつて最も関心ある分野で、考え抜く授業を通し議論を深めていく。とても刺激的な知の時間が、ここにある。

## 高校生の皆さんへ

実は私は必ずしも法律を勉強しようとして法学部に入ったわけではありません。高校時代もむしろ理科系科目の方が得意でした。しかし、大学に入って、たまたま法律を勉強して、理科系でも必要とされる論理的思考能力が法律の世界でも大切なのだと気付いたのです。その意味で、大学の4年間という時間は自分探し

果に結びつく恐れがある。インターネットがもたらす恩恵を再認識すべきだ」という教授の言葉に、学生たちは新たな課題が与えられた。学生たちは「ハーバードの学生からは積極的に先生に質問して主体的に勉強する姿勢を感じた」という。先生の目指す授業スタイルに新たな刺激がもたらされた貴重な体験だった。

## プライバシー権への立法が 30年遅れた日本社会のなかで

宮下先生は官庁勤務経験も豊富だが「内閣府事務官の仕事で、行政がどのように運営され、公務員の行動はどんなパターンになるかを理解できた」と語る一方で「法学の理論と実務の接点をこの経験から見出すことができた」とも述べている。

「理論的に説得力があることでも、実務ではなかなか受け入れられないことがあります。例えば、インターネット上の不都合な個人情報の削除・開示する権利があると学説にはあるの



の時間ではないかと思えます。様々な友人や先生と出会うことで、新たな自分を発見し、興味のあることとことん突き詰めてみる。総合政策学部はまさにそんな学生にピッタリの学部ではないかと思えます。やりたいことを見つけるのが、大学の4年間です。

日常生活の多くの場面に法律が絡みますし、極めて実践的な学問です。大学卒業後には、公務員や弁護士をはじめ、企業の法務部など活躍できる分野も幅広いと思います。

